

# 防府市創業準備補助金交付要綱

令和3年7月1日制定

## (目的)

第1条 この要綱は、市内で新たに成長性及び独創性に富む事業活動を行う者に対し、予算の定める範囲内で創業に係る事業を行うための準備費用を一部補助し、新事業の創出及び経営基盤の安定化を行い、地域経済の活性化及び雇用の促進を図ることについて、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 事業を行う法人又は個人をいう。
- (2) 事業所 事業の用に供する直接必要な事務所、店舗及び工場等をいう。
- (3) 創業 次のいずれかに該当する場合をいう。
  - ア 事業を営んでいない個人が、所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する開業の届出により、新たに事業を開始する場合
  - イ 事業を営んでいない個人が、新たに法人を設立し、事業を開始する場合
- (4) 創業日 法人の場合にあっては会社設立の日を、個人の場合にあっては開業の日をいう。
- (5) 設備 事業の用に供するために直接必要な機械、装置、機器、器具をいう。

## (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する創業者とする。ただし、市長が特に認める場合はこの限りでない。

- (1) 市内に本店もしくは主たる事業所等を設け創業しようとする者
- (2) 市税等に滞納がない者

- (3) 防府市中小企業サポートセンターの経営指導を受けており、今後も継続して指導を受けようとする者
  - (4) 許認可等が必要な業種の創業については、補助事業完了までに許認可等を受ける者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は補助対象者としなない。
- (1) 防府市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 21 号）第 2 条に規定する暴力団の構成員又は暴力団に協力し、若しくは関与する等これに関わりを持つ者
  - (2) 過去にこの補助金の交付を受けた者
  - (3) 中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)に規定する会社に該当しない者（社会福祉法人、一般社団法人、特定非営利活動法人 など）
  - (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)により規制の対象となる風俗営業・性風俗関連特殊営業の者
  - (5) 個人による事業の法人化、法人変更
  - (6) その他市長が適当でないと認める者  
（補助対象事業）

第 4 条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）

は、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 日本標準産業分類（統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 2 条第 9 項に規定する統計基準である日本産業分類をいう。以下同じ。）に規定する業種のうち、別表第 1 に定める業種とする。
  - (2) その他市長が特に必要と認めるもの
- 2 前項に該当する事業のうち、次に定めるものは補助対象事業から除く。
- (1) チェーンストア、フランチャイズ契約その他これらに類する契約に基づく事業  
（補助対象経費）

第5条 前条の補助対象事業をおこなうために必要な経費は、別表第2に定める項目の経費とする。

2 前項に該当する経費のうち、次に定めるものは補助対象経費から除く。

(1) 消費税及び地方消費税

(2) 消耗品費、不動産購入費、車両購入費、食料費、金融機関等への振込手数料

(3) 通信運搬費（電話代、切手代、インターネット利用料など）、光熱水費

(4) 汎用性があり、目的外使用になり得る電子計算機などの備品購入に要する経費

(5) 国、県その他の機関から補助金の交付を受ける予定がある経費

(6) その他市長が適当でないと認めるもの  
(補助金の額)

第6条 補助金の額は、前条の補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、予算の範囲内において30万円を下限とし、100万円を上限とする。

2 前項の合計額に1000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(補助対象事業の公募)

第7条 市長は、期間を定めて補助対象事業を公募するものとする。

2 市長は、前項の規定による公募にあたり、募集要領を定め、これを公表するものとする。

3 補助対象事業の公募に申込みをする者（以下「申込者」という。）は、防府市創業準備補助金申込書（第1号様式）に次の書類を添えて、指定の期日までに市長に提出しなければならない。

(1) 創業計画書（第2号様式）

(2) 市税の滞納のないことを証する書類

(3) 承諾書（第3号様式）

(4) 対象経費の見積書（店舗等改装費、委託費、外注費を計上する

場合)

(5) その他市長が必要と認める書類

(審査委員会の設置)

第8条 市長は、補助対象事業の申し込み内容を審査するため、審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、補助金の交付の適否について評価及び判定を行い、その結果を市長に報告するものとする。

3 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 産業振興部次長

(2) 識見を有する者又は行政関係者

4 委員会の人数は5名以内とする。

5 委員長は、産業振興部次長をもって充てる。

6 委員長は、委員会を代表し、委員会の会議を招集し、会務を総理する。

7 前各項に定めるもののほか委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

(補助対象者の認定)

第9条 市長は、委員会からの審査結果の報告を受けて、予算の範囲内で補助対象者の認定を行う。

2 申込者には、防府市創業準備補助金審査結果通知書（第4号様式）により通知を行う。

(補助金の指定申請)

第10条 補助金の交付を申請する者（以下「申請者」という。）は、防府市創業準備補助金指定申請書（第5号様式）に次の書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 収支予算書（第6号様式）

(2) 防府市創業準備補助金審査結果通知書（第4号様式）の写し

(3) 補助対象経費に係る見積書の写し

2 原則、防府市創業準備補助金審査結果通知書（第4号様式）に記載する補助金内示額を超えての指定申請は出来ないものとする。

(補助金の指定決定)

第 11 条 市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合において、補助金を交付することが適当であると認めるときは決定事項及び交付金額を防府市創業準備補助金指定決定通知書（第 7 号様式。以下「指定決定通知書」という。）により通知し、適当でないと認められるときは、防府市創業準備補助金不指定決定通知書（第 8 号様式）により通知する。

(変更等の届出と承認)

第 12 条 補助対象者は、指定決定後、事業を変更、中止又は廃止（以下、「変更等」という。）する場合は、速やかに防府市創業準備補助金（変更・中止・廃止）届出書（第 9 号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。なお、変更の申請が必要な場合は以下の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 事業計画及び事業経費の主要部分の変更
- (2) 費目間の経費変更であり、流用元・流用先のいずれかの変動額が 20%を超える場合

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、防府市創業準備補助金（変更・中止・廃止）承認通知書（第 10 号様式）により通知し、内容が適当でないと認めるときは、防府市創業準備補助金（変更・中止・廃止）不承認通知書（第 11 号様式）により通知をする。

(補助金の交付申請)

第 13 条 補助対象者は、指定決定を受けた補助事業が完了した日から起算して 20 日を経過した日又は補助金結果通知書（第 4 号様式）の認定日から起算して 1 年以内のいずれか早い日までに、防府市創業準備補助金交付申請書（第 12 号様式）に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 実施内容報告書（第 13 号様式）
- (2) 収支決算書（第 14 号様式）
- (3) 補助対象経費の支払いを証する領収書等の写し

- (4) 事業所の工事の実施が分かる写真（実施した場合に限る）
- (5) 開業したことが証明できる書類の写し（個人事業者の場合）
- (6) 法人を設立したことが証明できる書類の写し（法人事業者の場合）
- (7) 第3条第4号に規定する許認可等の写し（必要な場合に限る）
- (8) 指定決定通知書（第7号様式）の写し  
（補助金の交付決定）

第14条 市長は、前条の申請書及び実施内容報告書を受理したときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、防府市創業準備補助金交付決定通知書（第15号様式）により補助対象者に通知する。

- 2 市長は、必要であれば実地検査を行うものとする。  
（補助金の支払い）

第15条 前条の規定により補助金の交付決定通知を受けた補助対象者は、速やかに防府市創業準備補助金請求書（第16号様式）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により請求があったときは、これを審査し、速やかに当該補助金を交付するものとする。  
（財産の管理及び処分）

第16条 補助対象者は、補助金の交付により取得した設備等について、補助金の交付が完了した後も適正に管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

- 2 補助対象者は、補助金の交付があったときから3年間は、補助事業により設置した設備等の処分をしてはならない。
- 3 補助対象者は、補助事業の完了した日の属する事業年度の後3年間は、補助事業に係る費用の確認できる書類等を保存しなければならない。  
（事業所の移転）

第17条 第11条に規定する補助金を受けた事業者は、補助金交付完了後3年間は事業所を市外へ移転してはならない。

(指定の取り消し)

第 18 条 市長は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

- (1) 補助金を交付対象事業以外又は補助対象経費以外に使用したとき。
- (2) 偽り又は不正の手段により補助金の交付を受けたことが判明したとき。
- (3) 補助金を受け、事業を開始した日から 3 年以上の事業継続が不可能となったとき。
- (4) 創業に必要な関係法令の許認可等を補助対象事業の完了までに取得できなかったとき。
- (5) 補助対象事業の完了までに創業できなかったとき
- (6) 前 5 号に掲げる場合のほか、市長が不相当と認めるとき。

(補助金の返還)

第 19 条 市長は、前条の規定により指定の取り消しを受けた事業者に対し、補助金の交付を停止し、又は既に交付した補助金の全部又は一部について返還させることができる。

(報告及び調査)

第 20 条 市長は、事業の完了した日から 3 年以内において、補助金の交付を受けた指定事業者に対し、事業に関する必要な事項について報告を求め、又は実地に調査し、必要な指示を行うことができる。

(その他)

第 21 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

別表第1（第4条関係）

補助対象業種

大分類	中分類	小分類
D－建設業	全部	全部
E－製造業	全部	全部
G－情報通信業	全部	全部
H－運輸業・郵便業	全部	全部
I－卸売業、小売業	全部（61－無店舗小売業を除く。）	全部
K－不動産業、物品賃貸業	全部	全部
L－学術研究、専門・サービス業	全部	全部
M－宿泊業、飲食サービス業	全部	全部
N－生活関連サービス業、娯楽業	全部	全部
O－教育、学習支援業	全部	全部
P－医療、福祉	全部	全部
Q－複合サービス事業	全部	全部
R－サービス業（他に分類されないもの）	89－自動車整備業	全部
	90－機械等修理業	全部
	91－職業紹介・労働者派遣業	全部
	92－その他の事業サービス	全部（9299－集金業、取立業（公共料金またはこれに準ずるものに係る場合は除く）を除く。）



別表第2（第5条関係）

対象経費の区分	内容
1. 設備費	
店舗等改装費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・店舗、事務所の開設又はリフォームに係る外装工事・内装工事費用（住居兼店舗、事務所については、店舗、事務所専有部分に係るもののみ。）</li> <li>・看板設置（店舗等に直接設置するもの）</li> </ul>
機械装置・ソフトウェア取得費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機械装置に係る設計、修繕、購入及びリース・レンタルに係る費用</li> <li>・対象事業にのみ利用する特定業務用ソフトウェアの取得に関する費用</li> </ul>
備品費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業遂行において直接必要な什器や備品の購入及びリース・レンタルに係る費用（汎用性が高く、使用目的が事業の遂行に必要なものと特定できないものに係る経費を除く。）</li> </ul>
2. 事業費	
専門家派遣費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業遂行に必要な謝金や旅費として、依頼した専門家に支払われる費用</li> </ul>
知的財産権等関連費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・試作品等の開発、役務の開発・提供方法等と密接に関連し、試作品等の開発成果の事業化にあたり必要となる特許権等の知的財産権等の取得に要する弁理士の手続代行費用や外国特許出願のための翻訳料など知的財産権等取得に関する費用</li> </ul>
広告宣伝費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページ作成、パンフレット・チラシ等の制作、広告、展示会への出店など事業の広報に要する費用</li> </ul>
原材料費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・試供品・サンプル品の開発に必要な原材料及び副資材の購入に係る費用</li> </ul>
委託費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業遂行に必要な業務の一部を第三者に委託するために必要な経費（マーケティング等の市場調査の経費を含む。）</li> </ul>
外注費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業遂行に必要な業務の一部を第三者に外注（請負）するために必要な経費</li> </ul>
3. その他	
市長が特に必要と認めるもの	

※消費税及び地方消費税は除く

第1号様式（第7条関係）

年 月 日

（宛先）防府市長

住 所 〒 \_\_\_\_\_

事業所名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

防府市創業準備補助金申込書

補助金の交付を受けたいので、防府市創業準備補助金交付要綱第7条第3項の規定に基づき、下記により関係書類を添えて申請します。

記

1 補助対象事業の内容

創業計画書のとおり

2 交付を受けようとする補助金の額

千円

3 添付書類

(1) 創業計画書（第2号様式）

(2) 市税等の滞納がないことを証する書類

(3) 承諾書（第3号様式）

(4) 対象経費の見積書(店舗等改装費、委託費、外注費を計上する場合)

(5) その他市長が必要と認める書類



申込者（代表者）の経歴 ※最終学歴から	年 月	
	年 月	
	年 月	
	年 月	
	年 月	
	年 月	
	年 月	
	年 月	
	年 月	
取得している 資格等	年 月	
	年 月	
	年 月	
	年 月	
	年 月	
取得予定もしくは 取得済みの許 認可※期限につ いても記載		

### 3. 創業する事業について

業種		創業日 (予定日)	年 月 日
事業形態	<input type="checkbox"/> 個人事業 <input type="checkbox"/> 会社設立( )	屋号 (会社名)	
事業所の 所在地 (予定地)	〒 - (※上記連絡先と同じ場合は記入不要)		
	TEL		e-mail
従業員		人 (うちパート・アルバイト 人)	
事業の名称			
事業化の動機、 事業目的	事業化への動機、背景		
	事業目的		
事業の概要	具体的な製品やサービスの内容 (何を売るのか、いくらで、どのように)		

	顧客ターゲット・ニーズ（ニーズはあるか、誰に売るとののか）
	販売戦略（どこで、どうやって、どの位売るとののか）
	他社との競合状況（他社との差別化のポイントも併せて記載ください）
	市への経済効果（雇用予定があれば合わせて記載）
事業実施に向けての具体的状況	今後の事業の実施スケジュール

4. 創業に係る資金計画（創業に必要なすべての資金と調達方法を記載してください）

必要な資金		金額	調達方法	金額
設備に係る資金	※店舗等改装費、機械装置・ソフトウェア取得費、備品費 (内訳)	千円	自己資金	千円
			親族・友人等からの借入 (内訳・返済方法も記入)	千円
			金融機関からの借入  【調達見込みについて】 <input type="checkbox"/> 既に調達済 (金融機関名： ) <input type="checkbox"/> 金融機関に相談を実施しており、調達見込みがある (金融機関名： ) <input type="checkbox"/> 今後、金融機関に相談を実施する予定である	千円
運転に係る資金	※専門家派遣費、知的財産権等関連費、広告宣伝費、原材料費、委託費、外注費 (内訳)	千円	補助金の申請金額	千円
			その他	千円
			合計金額	千円
合計金額		千円	合計金額	千円

## 5. 補助対象経費

(「4. 創業に係る資金計画」の中から本補助金の対象とする経費を記載して下さい)

項目	内容	金額 (税抜価格、千円)	備考 (積算根拠等)
店舗等改装費			
機械装置・ソフトウェア取得費			
備品費			
専門家派遣費			
知的財産権等関連費			
広告宣伝費			
原材料費			
委託費			
外注費			
合計			千円

交付を受けようとする補助金の額 ※補助対象経費の合計×1/2 (下限 300 千円、上限 1,000 千円、1,000 円未満は切り捨て)	千円
---	----



## 6. 収支計画書

(単位：千円)

		開業年度	2年目	3年目	売上高、売上原価（仕入高）、経費の積算根拠
①売上高					
②売上原価 （仕入高）					
③売上総利益 （①－②）					
経費	人件費				
	家賃				
	減価償却費 （A）				
	その他経費				
	④計				
⑤営業利益 （③－④）					
⑥専従者給与 （個人のみ）					
⑦その他の収入					
⑧収入合計（年間） （A＋⑤＋⑥＋⑦）					

⑨借入金元金 （年間）					
⑩家計費（年間）					
⑪支出合計（年間） （⑨＋⑩）					
⑫返済余力 （⑧－⑪）					

※必要に応じて枠を広げてください。

※参考となる資料があればこの計画書に添えて提出してください。

※この計画書は返却されません。コピー等をとっておいてください。

## 承 諾 書

防府市長 殿

防府市創業準備補助金の公募に参加するにあたり、次に掲げる事項について同意します。

### 記

- 1 私は、申請内容に偽りがある場合、補助金を返還します。
- 2 私は、反社会勢力に該当せず、今後も、反社会的勢力との関係を持つ意思はありません。
- 3 私は、本補助金の交付を受けようとする経費について、国、県、その他機関から補助金の交付を受けていません。
- 4 私は、本申請により入手する個人情報に関し、本補助金の目的の範囲内で使用されることを了承します。
- 5 私は、市税の滞納をしていません。
- 6 私は、本補助金の取得後も事業を継続して実施します。

年 月 日

住 所  
氏 名

第4号様式（第9条関係）

指令防商 第 号  
年 月 日

様

防府市長

防府市創業準備補助金審査結果通知書

防府市創業準備補助金交付要綱第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり  
審査結果を通知します。

記

1 事業内容

2 審査結果

採択

年度の補助対象者として認定します

補助金内示額 \_\_\_\_\_ 円

不採択

第5号様式（第10条関係）

年 月 日

（宛先）防府市長

住 所 〒 \_\_\_\_\_  
事業所名 \_\_\_\_\_  
代表者名 \_\_\_\_\_

防府市創業準備補助金指定申請書

年 月 日付け指令防商第 号で通知のありました防府市創業準備補助金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えて下記の通り申請します。

記

1 補助金交付申請予定額

金 \_\_\_\_\_ 円

2 算出根拠

補助金対象事業 経費総額 (A)	交付申請基礎額 ( $A \times 1/2$ )	交付申請予定額 (千円未満切捨て)
円	円	円

3 添付書類

- (1) 収支予算書（第6号様式）
- (2) 防府市創業準備補助金審査結果通知書（第4号様式）の写し
- (3) 補助対象経費に係る見積書の写し

第6号様式（第10条関係）

収支予算書（補助金の使途）

1. 収入

単位：円

項目	本年度予算額		備考
		うち補助事業分	
補助金の申請金額			
金融機関からの借入			
自己資金等			
合計			

2. 支出

単位：円

項目	本年度予算額		備考
		うち補助事業分	
店舗等改装費			
機械装置・ソフトウェア取得費			
備品費			
専門家派遣費			
知的財産権等関連費			
広告宣伝費			
原材料費			
委託費			
外注費			
合計			

第7号様式（第11条関係）

指令防商 第 号  
年 月 日

様

防府市長

防府市創業準備補助金指定決定通知書

年 月 日付で申請のあった防府市創業準備補助金指定申請については、下記のとおり指定決定をしたので防府市創業準備補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

記

- 1 補助金交付予定指定額 金 円
- 2 指定決定の内容
- 3 指定の条件

第8号様式（第11条関係）

指令防商 第 号  
年 月 日

様

防府市長

防府市創業準備補助金不指定決定通知書

年 月 日付で申請のあった防府市創業準備補助金指定申請については、下記理由により不指定とすることを決定しましたので、防府市創業準備補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

記

1 不指定の理由

第9号様式（第12条関係）

年 月 日

（宛先）防府市長

住 所 〒 \_\_\_\_\_  
事業所名 \_\_\_\_\_  
代表者名 \_\_\_\_\_

防府市創業準備補助金（変更・中止・廃止）届出書

年 月 日付指令防商第 号で指定決定を受けた補助事業  
を（ 変更 ・ 中止 ・ 廃止 ）しましたので、防府市創業準備補助金交付  
要綱第12条第1項の規定により届けます。

記

- 1 申請事業名
- 2 補助額の変更
  - (1) 既存交付予定指定額 \_\_\_\_\_ 円
  - (2) 変更交付予定指定額 \_\_\_\_\_ 円
  - (3) 差 額 \_\_\_\_\_ 円
- 3 変更、中止または廃止の理由
  
- 4 添付書類
  - ・ 前項の事実を証する書類
  - ・ 変更後の経費区分等



第10号様式（第12条関係）

防 商 第            号  
年    月            日

様

防府市長

防府市創業準備補助金（変更・中止・廃止）承認通知書

年    月    日付で申請のあった防府市創業準備補助金（変更・中止・廃止）届出書については、下記のとおり承認したので、防府市創業準備補助金交付要綱第12条第2項の規定により通知します。

記

- 1 承認内容   （ 変更   ・ 中止   ・ 廃止   ）
- 2 変更後交付予定指定額   \_\_\_\_\_円

第11号様式（第12条関係）

防 商 第            号  
年    月            日

様

防府市長

防府市創業準備補助金（変更・中止・廃止）不承認通知書

年    月    日付で申請のあった防府市創業準備補助金（変更・中止・廃止）届出書については、下記の理由により不承認とするので、防府市創業準備補助金交付要綱第12条第2項の規定により通知します。

記

1 不承認の理由

第12号様式（第13条関係）

年 月 日

（宛先）防府市長

住 所 〒 \_\_\_\_\_

事業所名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

防府市創業準備補助金交付申請書

年 月 日付けの補助金交付指定決定通知に係る補助事業が完了しましたので、防府市創業準備補助金交付要綱第13条の規定により、次のとおり申請します。

記

1 補助額 \_\_\_\_\_ 円

2 添付書類

- (1) 実施内容報告書（第13号様式）
- (2) 収支決算書（第14号様式）
- (3) 補助対象経費の支払いを証する領収書等の写し
- (4) 事業所の工事の実施が分かる写真（実施した場合に限る）
- (5) 開業したことが証明できる書類の写し（個人事業者の場合）
- (6) 法人を設立したことが証明できる書類の写し（法人事業者の場合）
- (7) 許認可等の写し（必要な場合に限る）
- (8) 防府市創業準備補助金指定決定通知書（第7号様式）の写し

第13号様式（第13条関係）

実施内容報告書

事業名	
事業の実施期間	年 月 日から 年 月 日まで
事業の実績 (実施内容・実施方法・実績)	
事業の効果・成果	
今後の展開	

第14号様式（第13条関係）

収支決算書（補助金の使途）

1. 収入

単位：円

項目	本年度決算額		備考
		うち補助事業分	
補助金の申請金額			
金融機関からの借入			
自己資金等			
合計			

2. 支出

単位：円

項目	本年度決算額		備考
		うち補助事業分	
店舗等改装費			
機械装置・ソフトウェア取得費			
備品費			
専門家派遣費			
知的財産権等関連費			
広告宣伝費			
原材料費			
委託費			
外注費			
合計			

第15号様式（第14条関係）

指令防 商 第 号  
年 月 日

様

防府市長

防府市創業準備補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった防府市創業準備補助金については、下記のとおり交付決定しましたので、防府市創業準備補助金交付要綱第14条第1項の規定により通知します。

記

- 1 補助金交付決定額 \_\_\_\_\_ 円
- 2 条 件

第16号様式（第15条関係）

防府市創業準備補助金請求書

金額		百	十	万	千	百	十	円

内 訳 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_

防府市創業準備補助金交付要綱第15条第1項の規定により、上記のとおり補助金を請求します。

年 月 日  
 (宛先) 防府市長

住 所 〒 \_\_\_\_\_  
 事業所名 \_\_\_\_\_  
 代表者名 \_\_\_\_\_

(補助金は、次の口座に振り込んで下さい。)

振込先 金融機関	銀行・信用金庫・労働金庫 農協・漁協・信用組合							
	支所・支店・出張所							
口座番号 種 別								1：普通 2：当座
フリガナ								
口座名義								